

## 平成25年度 東区社会福祉協議会 地域ふれあい事業助成

### ●地域ふれあい事業助成とは？

地域住民による助け合い・支え合う地域づくり推進のため、住民同士の交流を目的に行われる活動=『地域ふれあい事業』に対して、助成を行います。事業をきっかけとして、地域の見守り活動をひろげていきましょう。

項目	説明				
1. 活動内容	<p>＜見守り活動・孤立死予防＞☆新規 一人暮らしのお年寄り、障がい者に限らず、地域から孤立した世帯等への見守り活動を展開する。 (例) ○定期的な友愛訪問 ○見守りの体制づくりを目的とした講演会、ワークショップなど</p> <p>＜世代交流＞ 子どもからお年寄りまで、障がいの有無を問わず、地域住民の世代を超えた交流を深める。 ※地域の緑化・美化に関するものは、世代交流を目的としていない場合は助成の対象外です。</p> <p>＜ふれあい給食＞ 一人暮らしのお年寄りや障がい者など、日頃閉じこもりがちな方を対象にして給食会を行う。近隣の方々との交流のきっかけ作りをする。</p> <p>＜生きがい推進＞ お年寄りや障がい者等の日常生活の活発化を図るために、健康相談・講演会等を行い、生活に潤いを与え、生きがいの推進を図る。</p>				
2. 申請者	<p>・自治会長 または 自治連合会長</p> <p>☆1事業につき1申請です。複数自治会で申請する場合は、<b>代表の自治会名のみ</b>で申請できます。</p>				
3. 助成額	<p>・実施1回あたり、下記の金額を限度として必要経費について助成いたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>単一自治会で開催</td> <td>複数自治会で開催</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000円</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> </table> <p>ただし、①年間助成額の上限は、前年度会費納入額の80%です。 ②補助率は、総事業費の90%です。 ☆アルコール類、事前・事後の打ち合わせに係る費用を除く事業に係る経費が対象になります。</p>	単一自治会で開催	複数自治会で開催	10,000円	20,000円
単一自治会で開催	複数自治会で開催				
10,000円	20,000円				
4. 助成回数	<p>・1自治会年間2回まで</p> <p>・複数自治会で開催した場合は、それぞれの自治会で1回カウントします。</p>				
5. 申請方法	<p>＜事前申請＞ ・事業実施の概ね1か月前までに「申請書」「回覧チラシ」を東区社協へ提出。 ＜事後報告＞ ・事業実施後1か月以内に「報告書」「領収書(コピー可)」を東区社協へ提出。 3月実施分については4/15までに提出。</p>				
6. その他	<p>◎特定の人を対象にするのではなく、回覧などにより広く地域に呼び掛けてください。 ◎当該事業について、必ず東区社会福祉協議会より助成されている旨の表示又は説明を行ってください。</p>				